

令和8年度 京都市立山ノ内小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本方針は児童の尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめはすべての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策はすべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、いじめの防止等の対策は、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為であり、決して許されない行為であることについて、十分理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会の設置

ア 委員会名 山ノ内小学校いじめ対策委員会

イ 構成員（職名または校務分掌）

校長・教頭・教務主任・いじめ不登校対策主任・生徒指導主任・生徒指導部員・教育相談主任・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・その他関係教職員

ウ 開催時期

定例委員会は毎月第2火曜日に開催（緊急対応の場合はこの限りではない。）

エ 委員会として取り組む内容

- ・基本方針に基づく取組や行動計画の策定
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・各学年児童の情報交換と課題の共有
- ・いじめにかかわる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認
- ・重大事態に関する判断と対応
- ・関係機関、専門機関との連携対応

(2) 教職員の資質向上（校内研修）

ア 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「京都市いじめの防止等に関する条例」を踏まえ、学校は全教職員に対し、いじめの未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等について、校内研修を実施し教職員の資質向上を図る。

イ 研修の時期・内容等

- 4月 「学校いじめの防止基本方針」の共通理解、いじめの未然防止の取組
- 7月 クラスマネジメントシートの分析と学級経営力の向上
- 7月 夏季生徒指導研修会への参加
- 9月 いじめの未然防止・早期発見・対応について
- 12月 クラスマネジメントシートの分析と学級経営力の向上
- 2月 取組の成果と課題、次年度の取組

3 学校いじめの防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止

ア 環境改善・授業改善

- ・児童が気持ちよく過ごせるよう、学習環境を整える。
- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画の作成による、わかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を実施する。
- ・授業のユニバーサルデザイン化の推進や学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・全ての児童に習得すべき基礎学力の定着を図る。

イ 道徳教育、人権教育の充実

- ・人権という普遍的文化の担い手を育成するため、教育活動全般を通して道徳教育、人権教育の充実を図る。
- ・いじめを許さないことや命の大切さを題材とした授業を参観日に実施することにより、保護者に理解や協力を求める。

ウ 体験活動

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・運動会や学習発表会を通して人間関係づくりを行う。
- ・地域の方々との交流や協働体験を行い、道徳的価値の深まりを図る。

エ 児童が自主的に行う活動

- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・人権月間の取組で「いじめ問題」を取り上げて人権標語や人権ポスター、スローガンを作成する。
- ・異年齢集団の交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る。

オ 児童へのはたらきかけ

- ・規律ある生活習慣を育成するための生活目標「みそあじ あはは」の指導を行う。
- ・毎月10日を「なかよしの日」と設定し、人権の意識を高める指導を学校全体で行う。
- ・人を大切にすることに関わる掲示物を子どもと作成し、人権掲示板で呼びかける。

カ 保護者への周知

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「山ノ内小学校いじめ防止基本方針」の内容を伝え、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ理解と協力を得る。
- ・保護者間の横の繋がりを広げられるようPTA行事への積極的な参加を呼びかける。
- ・ケータイ教室や非行防止教室を参観日に実施し、保護者が参観できる機会を作る。
- ・携帯電話・スマートフォンを中心とするネットいじめから子どもを守るための様々な啓発を行う。

キ その他

- ・学校評価アンケートを定期的に行い、結果を分析し成果と課題を周知する。
- ・その際、PDCAサイクルでの見直しも行う。

(2) いじめの早期発見のための措置

ア 情報の集約と情報の共有

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、学年主任等を通して全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

イ 児童に対する定期的な調査

○アンケートの実施

- ・いじめ記名式アンケートを6月、11月に実施する。
- ・4～6年生については、クラスマネジメントシートを7月と12月に実施し学級経営力向上に努める。
- ・学校評価の児童によるアンケート（記名式）に「いじめ」の項目を入れて実態の把握に努める。

○教育相談の実施

- ・7月と12月に、「教育相談週間」を設定し、積極的に相談活動を行う。
- ・相談活動の際、各担任は必ずアンケートの結果を全教職員で把握して児童の観察に努める。

ウ その他

- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童生徒への指導、地域や保護者への周知に努める。
- ・「非行防止教室」や「スマホ・ケータイ安全教室」での内容を他学年の児童にも周知する。
- ・ネットに関わる問題行動等の事例から、いじめとの関わりや対応策について教職員が理解を深める機会を設ける。

(3) いじめが起こった時の措置

ア 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

イ いじめが発覚したときの対応

- ・いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・周りの児童への関わりを把握する。
- ・被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。
- ・被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- ・被害児童及び保護者への支援を行う。
- ・加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- ・教職員による見守りを強化し、最低3ヵ月間は児童が安心して学校生活を過ごせるよう、注意深く見守る。
- ・事案によっては、警察等関係諸機関と連携を図る。

ウ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・すべての教科領域において、情報モラルの視点を持った学習活動を推進する。
- ・京都府警察や携帯電話事業者と連携して「非行防止教室」や「ケータイ教室」を実施する。
- ・教職員の研修を行い、子どもの情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。

エ 再発防止に向けた取り組み

- ・「いじめの解消」にむけて、学校全体の継続的な指導と支援を行う。
- ・少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ① いじめに係る行為が少なくとも3ヵ月間止んでいること（救済）
 - ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。（回復）
- ・上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

＜いじめ事案に対する組織的な対応の流れ＞

前提となる基本確認事項

『学校いじめ防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断についての確認

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

- ・学習環境の整備
- ・道徳および人権教育の充実
- ・児童同士の関係づくり
- ・児童への働きかけ
- ・授業改善
- ・児童が自主的・主体的に行う活動
- ・体験活動の充実
- ・保護者への啓発

【予防】

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報把握

- ・教職員、児童、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報等から

【見逃しのない観察】

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

【手遅れのない対応】

＜いじめ対策委員会で共有＞

- いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

＜事実確認＞

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に対応。
- いじめを受けた児童といじめを行った児童への個別での聴き取り。
- 何があったのかについて丁寧な事実確認。
- 事実経過を時系列で確認・整理・記録

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

【認識の共有化・行動の一元化】

【心の通った指導】

＜児童への指導・支援＞

- いじめを受けた児童は「絶対に守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童を見守るとともに、必要に応じてSC、パトナ等との連携を図る。
- いじめをおこなった児童に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

＜保護者への連携・家庭との連携＞

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

＜謝罪の場の設定＞

- いじめを受けた児童・保護者の意向を十分尊重し、関係児童、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。
※事案内容によってはこの限りではない。

＜関係機関との連携＞

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処する。

「いじめの解消」までの継続的な指導や支援の実施

＜学校全体での継続的な指導・支援＞

- 少なくとも以下の2つの要求が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が**少なくとも3カ月間**止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
 ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

【教育委員会への報告・連携】
●重大事態の疑い等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

4 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の実態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚した時の対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態は法において（①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。）と定義されているが、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして報告・調査にあたる。

本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、（事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進 等）を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

5 保護者・地域、関係機関との連携

- ・山ノ内PTAとの連携のもと、いじめ問題や「山ノ内小学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級や地生連での研修会を設定するよう努める。
- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーとの連携を密にしておく。

年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> 職員会 「いじめの認識と防止について共通理解」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCAサイクルの確認と共有」 生徒指導研修会① 「学校の決まりについて」 いじめ対策委員会① 「学校いじめ防止基本方針の共有」 「校内体制や組織的対応の共有」 「いじめの未然防止」 「いじめの早期発見・積極的認知」 「保護者への発信、関係機関との連携」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 入学式 学級開き なかよしの日「学級目標」 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度のアンケート・クラスマネジメントシートの結果を学年で共有（2～6年） 前年度の見守りたい児童の共有 	<ul style="list-style-type: none"> 入学式後の保護者説明会 授業参観① 学級懇談会①の中で保護者啓発
5	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会② 「記名式アンケートの実施に向けて」 生徒指導研修会② 「校内体制や組織的対応の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全校朝会で児童に説明 「いじめ対策委員の紹介」 ※学校運営協会・学校だよりで保護者・地域に周知 1年生を迎える会 憲法月間の講話の中で、いじめの問題について話す なかよしの日 スマイルグループ顔合わせ集会 生徒指導リーフレットを使って指導 【3・4年】 スマホ・ケータイ教室 		<ul style="list-style-type: none"> 憲法月間「学校だより」で啓発 希望性個人懇談会 保護者向け啓発パンフレット配布 学校運営協議会で説明① 休日参観 1年生引き渡し訓練
6	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会③ 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 「夏休みのくらしについて」 総合育成支援研修会 「個別の指導計画作成」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> なかよしの日 【5年】わくわくWORK LAND 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回記名式アンケートの実施、学年集約と共有① 	<ul style="list-style-type: none"> P T A総会で啓発

7	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会④ 「年間の取り組みの見直し」 「記名式アンケートの結果」 ・「学校評価の実施に向けて」① 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なかよしの日 ・夏季休業前の集会で「夏休みのくらし」について話をする <p>【2年】非行防止教室</p> <p>【6年】薬物乱用防止教室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回クラスマネジメントシートの実施①（4～6年）、学年集約と共有 ・教育相談 ・学校評価の実施①（保護者・地域・児童・教職員による） 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季個人懇談会 ・希望性個人懇談会
8	<ul style="list-style-type: none"> ・人権研修会 ・生徒指導校内研修会③ 「クラスマネジメントシートの活用法について」 「いじめ防止プログラムの見直しの共有 PDCAサイクル」 ・小中合同教職員研修 「小中間の情報共有と連携」 ・職員会 「学校評価の結果の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あいさつ運動」週間 		
9	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑤ 「未然防止に向けた学校評価」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あいさつ運動」週間 ・なかよしの日 <p>【5年】非行防止教室</p> <p>【5年】花背山の家宿泊学習</p>		
10	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑥ 「記名式アンケートの実施に向けて」 ・子ども支援部会研修会② 「個別の指導計画のふり返りと加筆修正」 ・人権研修会 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なかよしの日 ・運動会 <p>【6年】修学旅行</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会で説明と評価②
11	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑦ 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ・子ども支援研修会② 「見守りたい児童の理解と実践交流」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なかよしの日 ・学習発表会 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有② 	<ul style="list-style-type: none"> ・少年補導研修会で啓発
12	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑧ 「記名式アンケートの結果」 ・生徒指導校内研修会④ 「いじめ防止プログラムの見直しの共有 PDCAサイクル」 「年間の取り組みの見直し」 「学校評価の実施に向けて」② 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝会（人権について） ・人権標語の作成と発表 ・人権集会（全校道徳） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回クラスマネジメントシートの実施②（4～6年）、学年集約と共有 ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権月間「学校だより」で啓発 ・個人懇談会
1	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑨ 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あいさつ運動」週間 ・なかよしの日 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の実施②（保護者・地域・児童・教職員による） 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑩ 	<p>【共通】</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・新1年入学説明会

	「クラスマネジメントシートの結果」 「取組の成果と課題」 「次年度の取組」	・作品展 【6年】小中連携		で校長から講話 ・家庭地域教育学級 で講演会 ・授業参観② ・学級懇談会②の中 で保護者啓発
3	・いじめ対策委員会① 「無記名いじめアンケートの結果」 ・職員会 「いじめ防止プログラムの見直しの共有③ PDCAサイクル」 「学校評価の結果の共有」② 「次年度の基本方針の確認」 ・生徒指導校内研修会⑤（年間反省） 「今年度の反省と次年度への課題」 「いじめ事案の経過と課題の共有」	【共通】 ・6年生を送る会 ・卒業式 ・感謝の集い ・なかよしの日 【4年】京都モノづくりの殿堂・ 工房学習	・次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約（全学年） ・アンケート原本の保管（5年保存）	
※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「学校いじめ防止プログラムの見直し」（PDCAサイクル 8月・12月・3月） ・ 「学校評価の実施」と「学校評価の結果の共有」 ・ 「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」 ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議（定例 いじめ対策委員会）」「生徒指導校内研修」 ・ 「授業参観」「学級懇談会」「学校運営協議会」 ※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。 ※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。 事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で随時行い情報等を共有する。				